

木城町告示第9号

令和3年第4回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年2月26日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和3年3月5日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

中武 良雄君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

神田 直人君

○3月8日に応招した議員

同上

○3月15日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和3年 第4回(定例)木城町議会会議録(第1日)

令和3年3月5日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年3月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③定期監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第10号 木城町石河内活性化センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第6 議案第11号 石河内テニスコートの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第7 議案第12号 木城町中八重緑地公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第8 議案第13号 木城町ピノック館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第9 議案第14号 木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノック館、木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第15号 木城町児童館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第16号 木城えほんの郷の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第17号 令和2年度木城町一般会計補正予算(第17号)
- 日程第13 議案第18号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

- 日程第14 議案第19号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第20号 令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第21号 令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第22号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第23号 木城町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第19 議案第24号 木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例の制定について
- 日程第20 議案第25号 木城町診療所等開業促進及び継承支援条例の制定について
- 日程第21 議案第26号 木城町定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第27号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第28号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第29号 木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第30号 木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第31号 令和3年度木城町一般会計予算
- 日程第27 議案第32号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第33号 令和3年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第34号 令和3年度木城町下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第35号 令和3年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第37号 財産の取得について
- 日程第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第34 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第35 委員会付託の省略
- 日程第36 議案に対する質疑
- 日程第37 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第38 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1) 議長の諸般の報告

- ①議長の会務報告
- ②例月現金出納検査結果の報告
- ③定期監査結果の報告
- ④議員派遣の報告

2) 町長の行政報告

- ①町長の政務報告

日程第4 町長の施政方針説明

日程第5 議案第10号 木城町石河内活性化センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

日程第6 議案第11号 石河内テニスコートの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

日程第7 議案第12号 木城町中八重緑地公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

日程第8 議案第13号 木城町ピノッQ館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

日程第9 議案第14号 木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノッQ館、木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者の指定について

日程第10 議案第15号 木城町児童館の指定管理者の指定について

日程第11 議案第16号 木城えほんの郷の指定管理者の指定について

日程第12 議案第17号 令和2年度木城町一般会計補正予算（第17号）

日程第13 議案第18号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第19号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第20号 令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第21号 令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第17 議案第22号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第23号 木城町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第19 議案第24号 木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例の制定について

日程第20 議案第25号 木城町診療所等開業促進及び継承支援条例の制定について

- 日程第21 議案第26号 木城町定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第27号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第28号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第29号 木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第30号 木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第31号 令和3年度木城町一般会計予算
- 日程第27 議案第32号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第33号 令和3年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第34号 令和3年度木城町下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第35号 令和3年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第37号 財産の取得について
- 日程第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第34 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第35 委員会付託の省略
- 日程第36 議案に対する質疑
- 日程第37 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第38 散会

出席議員（10名）

1番	久保富士子君	2番	桑原 勝広君
3番	森 伸夫君	5番	眞鍋 博君
6番	中武 良雄君	7番	黒木 泰三君
8番	後藤 和実君	9番	甲斐 政治君
10番	原 博君	11番	神田 直人君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君
書記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	吉岡 信明君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	淵上 達也君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、令和3年第4回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため換気を行い、議場内においてはマスクの着用及び消毒の徹底にご協力頂きますよう、お願いいたします。

令和3年第4回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、3月1日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（神田 直人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、甲斐政治君、10番、原博君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（神田 直人） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（神田 直人） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、定期監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

12月25日、東児湯消防組合議会定例会があり、総務常任委員長とともに出席いたしました。高鍋町の議会の編成がありましたので、消防組合の議会編成があり、議会常任委員会委員に高鍋町議会議長緒方直樹委員、建設常任委員会委員に高鍋町総務厚生常任委員長杉尾浩一委員が、また杉尾委員は組合議会の建設常任委員会副委員長に選任されたところであります。令和元年度宮崎県東児湯消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、専決処分の承認を求めることについてなど7議案が上程され、それぞれ承認を受けたところであります。

1月4日、仕事始め式がありまして、年頭に当たり、大変な年明けではあるが、新型コロナウイルスに対応しながら町民の負託に応えられるようご尽力を頂くよう、職員にお願いをしたところであります。

2月8日、宮崎県地域文化・公民館功労者表彰伝達、木城町教育功労賞、教育研究論文表彰式が総合交流センターリバリスであり、出席いたしました。宮崎県地域文化功労に森和男氏、宮崎県公民館連合会功労賞に中竹義一氏、教育功労賞に長友道泰氏、教育功労賞おはなしのポケット森さち子氏、橋本文子氏、長友君子氏、教育功労賞、木城中学校校長大山博志氏、教育功労賞受賞者、木城小学校教務主任伊藤隆氏など、それぞれ受賞いたしました。また、教育論文の表彰があり、最優秀賞に木城中学校の福山光代教諭が受賞され、研究発表がされたところであります。

2月16日、宮崎県町村議会議長会第72回定期総会が宮崎観光ホテルであり、出席いたしました。令和3年度の議長会事業計画予算について、町村負担金について、議員互助会予算につい

て、それぞれ承認をされたところであります。その後、テレビなどに多数出演されている中部大学特任教授の武田邦彦氏による「人生100年時代の地方と男女」との演題で講演がありました。教授独特の理論で、新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチンの接種は副作用のほうがリスクが大きいとか、またマスクは不要であるというような独自の理論を展開され、講演をされたところであります。

2月19日、宮崎県政経懇話会児湯・西都地区例会があり、共同通信社報道基盤戦略室長田邊宏氏による「コロナ禍に見る中国の覇権欲」と題しての講演がありました。習近平政権の特徴また覇権が止められない理由、軍事力、覇権の範囲、IT大国、監視国家など、中国の驚異、それに対する日本の対応などについての講演があったところであります。

2月24日、東児湯消防組合議会第1回定例会があり、総務常任委員長と出席いたしました。職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算について、それぞれ承認されたところです。

同じく24日、令和3年第1回西都児湯環境整備事務組合議会定例会があり、総務常任委員長とともに出席いたしました。令和2年度西都児湯環境整備事務組合一般会計補正予算（第1号）について、西都児湯環境整備事務組合負担金条例一部改正について、財産の処分について、令和3年度西都児湯環境整備事務組合一般会計予算について、それぞれ承認をされたところであります。

同じく24日、令和3年第1回一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会定例会があり、出席いたしました。令和3年一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団水道事業会計予算について、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団情報公開条例の制定について、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団個人情報保護条例の全部改正についてをそれぞれ承認したところであります。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、定期監査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告に代えます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。

報告書1番、宮崎県町村議会議長会第72回定期総会の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので、省略いたします。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告について、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、令和3年第4回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議

員の皆様には、年度末を迎え、諸事ご多用の中にご出席を頂き、ご審議賜りますことを厚くお礼申し上げます。

日頃から、議員の皆様には、町政運営さらには現下の新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力、ご指導頂いておりますことに、心から感謝を申し上げます。

本定例会におきましては、指定管理7件、補正予算6件、条例8件、当初予算6件、財産の取得1件、諮問1件、合わせまして29件の付議事件のご審議をお願い申し上げます。

付議事件の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。ご審議くださいませ、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、政務報告の前に4点報告をさせていただきます。

1点目は、12月議会以降の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられました方々に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、罹患され療養中の方々にお見舞いを申し上げます。そして、日夜、治療や住民の健康を守るために懸命な努力をなされています医療従事者並びに福祉施設などに入居されています福祉関係従事者に心からのねぎらいと敬意を表します。

そういった中に、宮崎県は11月からの第3波と言われる感染拡大の状況を踏まえて、12月及び1月を感染拡大防止強化月間として県民にさらなる注意喚起を促しました。

さらには、1月9日から2月7日まで宮崎県独自の緊急事態宣言を発令し、飲食店等の営業時間短縮要請、不要不急の外出自粛、県外との往来自粛などの行動自粛要請等をお願いいたしました。

飲食店等の営業時間短縮要請の協力店につきましては、県とともに1日当たり4万円の協力金を支給することになりました。

宮崎県独自の緊急事態宣言解除は安全宣言ではないことを踏まえ、県下全域は感染警戒区域であるレベル3となっております。24日からは具体的な行動要請を緩和するものの、国の緊急事態宣言中を踏まえ、レベル3を維持することになっておりますが、3月8日からはレベル2となる予定との報告を受けております。

新型コロナウイルスワクチン接種体制事業でありますけれども、3月1日に新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置し、木城町における円滑なワクチン接種に向けての体制ができました。今のところ、5月の連休明け頃から総合交流センターリバリスを接種会場にして、高齢者から接種を始めていく予定としています。

ところで、木城町在住者の感染者の状況であります。今年に入り、6名の陽性者が確認されており、累計で11名となっております。6名につきましては、ご回復され、その後のPCR検査で陰性となっております。

町民の皆様には、引き続き3密の回避やマスクの着用、手指消毒などの新しい生活様式を通して、感染しない、移さないという意識で感染予防対策に協力をお願い申し上げます。

あわせて、引き続き、「コロナ禍に負けるな!」、「今が大事!」、「今が我慢!」という思いで、感染再拡大防止と緊急経済対策を臨機応変に最良最適の判断・決断をしながら進めてまいります。

2点目は、令和3年成人式の中止についてご報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症の第3波と言われる全国的な感染拡大、さらには宮崎県が発出しました感染拡大緊急防止月間を受け、新成人と町民の健康及び安全を最優先に考え、あわせて収束の見通しが不明なため、社会の一員としての自覚を持つ節目の儀式であります成人式を、苦渋の判断でしたが中止と決定いたしました。

なお、新成人に対しましては、DVDによるお祝いメッセージと記念品の贈呈、及び「コロナに負けるな!新成人祝い金」として、1人5万円を成人祝い金として給付することなどにより、成人の仲間入りを祝福いたしました。

3点目は、行政課題について報告をさせていただきます。

宮崎ケーブルテレビ株式会社の町内におけるサービス提供についてであります。7月頃までにエリア調査を行い、秋以降に工事着工となる運びとの事業計画確定の報告を受けました。

町としての費用負担は今のところありませんが、利用者は規定に従って利用料を払うことになります。放送、通信、電話など多彩な情報提供のツールが増えるというメリットがあるものと理解をしています。

次に、県道東郷西都線の道路改良工事についてであります。

2市2町で道路改良整備促進の要望活動を行ってきております。今般、国からの補正予算の内示があり、松尾工区及び松尾ダム工区に加えて、塊所橋の橋の架け替えが補助事業として事業化される見込みであるということをお県土整備部から連絡を受けました。令和3年度は橋梁詳細設計を進める予定とのことでもあります。また、鶯懐工区の防災工事も事業化される予定となっているとのことでもあります。

宮崎県ご当局に感謝を申し上げますとともに、関係機関に対する議員各位の要望活動や働きかけに感謝を申し上げます。

次に、令和3年4月からの新たな過疎法案であります。

木城町は、新過疎法における過疎地域から対象外という卒業団体になります。過疎指定要件の人口減少率と財政力指数だけでの議論はいかかなものかという要望、声を地元選出国會議員に申し上げてきました。また、小さくてもきらりと輝くフォーラムの会の中でもこういうご意見を申し上げてきたところでもあります。一番危惧をしておりました過疎債、国が返済額の7割を負担し

てくれるという過疎債ではありますが、それにつきましては、コロナ禍の影響もあって2年延長して、今回6年もしくは7年延長されるということですので、一安心をしたところであります。

次に、医療法人高見会「木城クリニック」のことです。

これまで切れ目のない医療行為の事業継承を第一に考えて対応をしてきております。医療法人隆徳会「鶴田病院」が医療事業を行うことで進めておりますので報告をいたします。運営母体は変わりますが、名称は「木城クリニック」となる予定であります。今後、町民及び受診者の不安を1つずつ解消しながら、4月1日からのスムーズな医療開始に向けて努力してまいります。

あわせて、医療法人隆徳会「鶴田病院」の協力、支援を頂きながら、新型コロナワクチンの円滑な接種に向けて体制を整えてまいります。

次に、電源立地地域対策交付金、いわゆる水力交付金についてです。

今年度869万9,000円の交付を受けております。今般の閣議決定により、制度改正が行われ、交付期間の延長とキロワットアワー当たり交付単価が引き上げられました。いわゆる水力交付金が増額をする見込みであります。財源確保の一助として、大変ありがたく思います。

4点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件です。

このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいておまして、12月議会定例会以降の経過等です。

教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康郎弁護士に木城町の交渉代理人となっていておられます。当初12名の相続人でありましたが、このうち1人の方がお亡くなりになり、その方の相続人2人を加えますと、故長友和吉様の相続人としては13名となっております。

これまで13名の相続人に対して、謝罪と賠償金をお示した上で、個別に和解解決を図ってきておまして、これまでに9名の方々に謝罪をして賠償金を支払い、和解契約を締結しております。残りの4名の相続人は、「謝罪も賠償金も受け入れない」となっています。

今後も、引き続き謝罪と賠償金をお示した上で、個別に和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

なお、和解契約の締結に至っていない相続人の1人であります日向市在住の長友武彦氏から、令和2年12月10日付で、「文化財問題に関するこれまでの経緯の確認と家宝を探してほしい」旨の文書による申し出がありました。

これに対しましては、高橋弁護士と相談の上、「木城町としてできる調査は全て尽くしたものと考えるところであり、これ以上の調査のご意向には、大変遺憾ながら応じかねる」ものとして、引き続き、真摯に謝罪を重ね、和解に向けてのご協力をお願いを文書により回答しております。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

昨年の12月議会定例会以降の政務について、主な事項のみ、お手元の政務報告により報告をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

初めに、12月13日でございます。自治公民館連絡協議会主催の町民グラウンドゴルフ交流大会が開催されました。公民館連協主催のミニバレー大会、ソフトボール大会、野球大会などのスポーツ行事がコロナ禍の影響で開催できない状況でしたが、感染予防対策を講じた上で、小学生から92歳の高齢者まで11地区、77名の参加があり、はつらつと元気にグラウンドゴルフを楽しまれていました。

次に、18日でございます。記載をしておりますが、地域防災力の向上等に資する事業を行っています公益財団法人日本消防協会の共済事業の還元事業として、指揮車の贈呈を受けました。車種は、ワンボックス型の三菱デリカです。今後、町民の火災や事故などからの安心、安全を守る活動に役立ててまいります。

なお、今年度全国で47台の贈呈があったところであります。

次に、22日でございます。恒例の木城町消防団年末年始特別警戒出発式に臨みました。警戒期間は、22日から明けて15日まで行っていただきました。新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止に配慮していただきながらの火災や事故など、年末年始の安心、安全活動に敬意を表します。

次に、23日でございますが、山村集落リフレッシュ支援事業と緑の文庫贈呈事業などの公益事業の恩恵に預かっています宮崎県治山林道協会の第2回理事会に出席いたしました。令和3年度定時総会までの事業計画及び予算の審議を行い、承認をいたしました。

その後、宮崎県市町村総合事務組合議会の臨時会が開催され、議員に選出をされました。県内6名の首長と4名の議長で構成されています。木城町長としての責務を果たしながら、市町村総合事務組合議員の役職もしっかり務めてまいりたいと思っておりますし、そのことが木城町のよりよいまちづくりにとってプラスになるものと思っています。

次に、25日でございますが、12月議会第8回定例会でご同意頂きました牛田裕子氏の教育委員の辞令交付式を行いました。任期は、令和2年12月26日から令和6年12月25日までの4年間です。

28日でございます。2020年、令和2年の仕事納め式を午後4時から行いました。新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザというウイルスの驚異にさらされた1年でしたので、町民にとって満足度の高い成果が得られなかったものの、事務事業に対する職員の支え、関わり、誠意と努力で、おおむね町政全般にわたって堅実な成果を収めたことに感謝を申し上げます。

次に、年始における木城町の大きな行事であります1月1日の木城町成人式、9日の木城町消防始式、24日の新春ジョギング大会であります。感染拡大緊急防止月間中であり緊急事態宣言下でありましたので、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、あわせて収束が見通せないことから、中止の判断をいたしました。

次に、4日でございます。神田直人議長、後藤ミホ農業委員会会長にご臨席を賜り、令和3年木城町仕事始め式を執り行いました。職員には、我慢や発展の前触れを表す丑年にちなみ、発展と新しいことが始まる年とするべく、感染防止対策と地域経済回復を両立させることで、町民の命を守り、暮らしを支えていくことの決意を共有いたしました。その上で、臨機応変に、段階ごとに最良最適の判断や決断をし、町民の満足度と幸福度を高めるため、木城町をよくするために職務に精を出していくよう訓示をいたしました。

2ページをお開きください。

5日でございますが、新型コロナウイルス感染症対策会議を開催いたしました。町内における第6例目となる陽性が確認されたことに伴い、情報共有と町民に対する注意喚起等を協議いたしました。

知事との新型コロナウイルス感染症対策ウェブ会議であります。5日、7日、8日、20日、2月5日と開催され、県内の感染状況及び宮崎県独自の緊急事態宣言についての情報共有と対策について精力的にウェブ会議が開催されました。

なお、町内の陽性者確認とウェブ会議を受けて、随時、町の感染症対策会議を開催しております。

午後からは、神田議長にもご同行頂き、日隈教育長、宮崎中部教育事務所等を表敬訪問し、年始挨拶を行いました。特に、義務教育学校開設に向けての支援と指導助言のお願いをいたしました。

次に、6日でございますが、神田議長にもご同行頂き、河野知事、郡司副知事、永山副知事等を表敬訪問し、年始挨拶を行いました。県と市町村との連携による新型コロナウイルス感染症対策への取組と木城町のまちづくりへの支援、助言をお願いいたしました。

次に、15日でございますが、第1回木城町議会臨時会を開催していただき、新型コロナウイルス感染症対策経費や鳥インフルエンザ対策経費を主なものとする一般会計補正予算の専決3議案と、ふるさと納税関係及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する一般会計補正予算案を原案のとおり可決を頂きました。議員各位のご理解があつて、適時適切にスピード感を持って事務事業ができますことに感謝を申し上げます。

次に、16日でございます。第10回地域に飛び出す公務員を応援するサミット in 奈良県生駒市がZoom会議形式で開催されました。役所の中に閉じこもらず、地域に出てNPOや地域

活動を行うネットワークであり、現在、代表が三重県の鈴木英敬知事で、55自治体が参加しています。本町も平成28年度から加盟をし、一昨年には公務員の副業規程を制定し、役場職員が活動しやすい環境の醸成を図ってきております。

仕事の傍ら、消防団、自治公民館、スポーツ少年団、見守り、伝統芸能などの活動をなされている職員を誇りに思いますとともに、志高く、公務以外のプラスワンの活動をされています職員に敬意を表したいと思っております。

次に、18日から22日まで、令和3年度当初予算の査定を行いました。

デジタル化や防災・減災、地方創生の推進、そして新型コロナウイルス感染症再拡大防止と地域経済活動の両立を図り、ポストコロナ社会への新しい社会の実現を目指した予算編成とすべく査定を行いました。

なお、査定をいたしました当初予算案は、今議会に上程をさせていただきます。

次に、31日でございますが、新富町の養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ発生を受けて、木城町の11農場のうち9農場が搬出制限区域になりましたので、木城町家畜伝染病防疫対策本部を午前7時に設置いたしました。同日午前7時から、岩戸消毒ポイント及びほたる橋消毒ポイントで農場関係車両の消毒作業を開始いたしました。

2月7日にも、新富町の養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ発生を受けて、木城町の8農場が搬出制限区域となりましたので、引き続きほたる橋消毒ポイントで農場関係車両の消毒作業を開始したところであります。

3ページを御覧ください。

次に、2月3日でございますが、木城町指定管理者選定委員会を開催し、委員委嘱と指定申請書に関する審議を依頼いたしました。

なお、指定管理者の指定についての議案を今議会に上程しております。

次に、4日でございますが、児湯農協の谷口組合長、永友園芸部会長、稗島部長、森下課長が来庁され、令和3年度からの児湯農協独自の施設園芸ハウス支援事業を行う旨の説明を受けました。

施設の老朽化対策はもちろんのこと、後継者や担い手にとって大変ありがたい支援策になるものと考えております。町単独事業の施設園芸ハウス支援事業との併用も大丈夫だということで、施設園芸農家にとりましては朗報と言えます。

次に、5日でございますが、第2回木城町議会臨時会を開催していただき、宮崎県独自の緊急事態宣言発令の延長に伴う対策経費の専決及び木城クリニックの永田昌彦氏に関する不動産取得を主なものとする一般会計補正予算の審議を賜り、原案のとおり可決を頂きました。スピード感を持って、今後事務手続を進めてまいります。

午後から、知事との新型コロナウイルス感染症対策ウェブ会議が開催されました。緊急事態宣言を解除し、レベル3の感染拡大緊急警報とするものの、会食制限と県外との往来自粛などを継続し、警戒を維持することを確認いたしました。

あわせて、新型コロナウイルスワクチン接種体制のスケジュール等の情報提供があったところでもあります。

次に、8日でございます。宮崎県地域文化・公民館功労者表彰伝達式及び木城町教育功労者表彰が総合交流センターリバリスで行われ、お祝いを申し上げます。

宮崎県地域文化功労者として一向瀬の森和男さん、公民館功労者として石河内の中竹義一さんが受賞されましたので、表彰伝達を行いました。お二人とも、長年にわたり地域文化の振興や公民館活動の活性化に尽力されたことが認められたものであります。

また、今年度からの初めての取組事業であります。木城町教育功労賞及び教育研究論文の表彰式が行われました。日頃の教育実践の成果と研究に対する努力を顕彰するもので、教育功労賞は福智王踊り指導の長友道泰氏をはじめ3名と1グループ、教育論文表彰者は、最優秀賞の木城中学校福山光代先生をはじめ10名の先生方の表彰がありました。

先生方が使命感を持って日々行っています教育実践の優れた結果報告の場であったと思っております。

次に、9日でございますが、九州運輸局宮崎運輸支局の中原支局長と宮崎県タクシー協会西都児湯支部の後口支部長が来庁され、コロナ禍での外出自粛による乗客が減少し、売上げも激減するなど厳しい経営環境が続いていることから、地域公共交通事業者への支援をお願いしたいとの要望を受けました。コロナ禍における公共交通の維持の観点から、運行支援は必要であると考えております。

なお、飲食関連事業者支援につきましては、他市町村に先駆けて、「コロナに負けるな！事業継続支援緊急給付金」で対応していることを申し添えておきます。

次に、12日でございますが、第3回木城町議会臨時会を開催していただき、木城クリニックの永田昌彦氏に関する財産の取得議案を原案のとおり可決を頂きました。医療行為に対する切れ目のない医療の継続に向けて、スピード感を持って事務手続を進めてまいります。

また、高病原性鳥インフルエンザ対策経費の一般会計補正予算も可決頂き、感謝を申し上げます。

次に、17日です。宮崎県国土調査推進協議会の定期総会、宮崎県地域振興対策協議会の定期総会及び宮崎県町村会の定期総会がそれぞれ開催され、令和3年度事業計画と会計予算を承認いたしました。

あわせまして、災害時における災害廃棄物等の処理・収集運搬に関する協定を、一般社団法人

宮崎県産業資源循環協会及び宮崎県環境保全事業連合会と締結をいたしました。

このことによりまして、災害時に発生する廃棄物の撤去などを迅速に進めることができますとともに、災害時における応援、支援がスムーズになるものと考えております。

なお、町村会創立100周年記念式典及び祝賀会ではありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、中止となりました。

次に、19日でございますが、中学生を対象にした村上三絃道による「学校と地域を結ぶコンサート」がリバリスホールで開催され、生演奏を鑑賞いたしました。教育長の下で教育効果のあるシャワーをいっぱい浴びせていただいているとともに、いろんな体験活動を行っていただいております。津軽三味線の演奏体験、伝統の音、歴史に触れることができた教育効果のある素晴らしい催し物であると思っております。

その後、全国小さくても輝く自治体フォーラムの会の理事会がZoom会議形式で行われました。令和3年度の総会議案と第25回フォーラムの例会開催案を協議をしたところであります。

フォーラムの例会につきましては、令和3年10月8日から9日の日程で、高知県大川村で開催することになりました。議会制度から町村総会へという挑戦を提言、検討された村であります。住民一丸となってよりよいまちづくりをするための提案だと私は思っています。ぜひ、議会からも参加をしていただきたいと思います。

なお、このフォーラムの会の会長は、千葉県酒々井町の小阪泰久町長で、全国で51の自治体が加盟をしております。

次に、22日でございますが、児湯農林振興局の外山局長が来庁され、令和2年度に創設されました「ひなたの棚田遺産」として本町の石河内棚田が認定され、認定証の交付式をしていただきました。認定を契機として、美しい景観の下での営農はもちろんであります。都市と農村との交流の取組や棚田を生かした米作り、有機栽培農業など、独特な取組を期待し、今後、支援と応援をしていまいりたいと考えております。

次に、政務報告書には記載をしておりますが、新富町で発生しました高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い設置をしておりました木城町家畜伝染病防疫対策本部ではありますが、10例目、11例目に係る搬出制限区域が24日午後5時に解除されましたので、防疫対策本部も併せて解散をいたしました。引き続き、気を緩めることなく、最大限の警戒を持って対応してまいります。

4ページをお開きください。

3月1日でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種推進室の設置に伴う辞令交付式を行いました。推進室長に小野浩二福祉保健課長を充て、福祉保健課職員6名で発足をいたしました。兼任辞令であり、通常の業務と併せての従事となりますが、円滑なワクチン接種に向けてのご努力をお願いいたしました。

夜7時から第2回木城町国民健康保険運営協議会を開催し、令和2年度の国民健康保険医療費の状況等を報告し、令和3年度の事業計画（案）及び予算（案）について説明をし、承認を頂きました。

令和元年度における1人当たりの医療費は35万5,855円で、県下26市町村のうち2番目に低い医療費となっております。

特定健診、後期高齢者基本健診、わけもん健診の広報による受診勧奨、人間ドックや脳ドックの助成事業、健康マイレージ事業、国保税の徴収などの取組の成果だと思っております。

さらには、国保運営事業全般に対するご褒美、インセンティブでありますけれども、保険者努力支援分という形で令和元年度は343万7,000円を頂きました。県内26市町村で3番目、全国1,741団体のうち23番目という高い総合成績となっております。被保険者及び職員に敬意を表したいと思っております。

今後も、引き続き、相互扶助の精神にのっとり、宮崎県国保団体連合会との連携を密にし、保険財政の安定化や保険料の平準化を図ってまいります。

次に、3日ですが、自衛隊入隊者の壮行会を行いました。陸上自衛隊の曹候生、海上自衛隊の曹候生、陸上自衛隊の高等工科生の3名であります。自衛隊は、周辺海空域の警戒監視や海外任務、大規模災害等への支援、特に新型コロナウイルス感染拡大防止のための医療支援や鳥インフルエンザ対策に活躍されており、年々自衛隊に対する期待と信頼が高まっていることから、健康第一に頑張っていただきたい旨の激励の挨拶をいたしました。

次に、4日でございますが、平成9年4月から交通指導員としてご活動頂きました堀口眞彦氏に、警察庁長官と一般財団法人全日本交通安全協会会長連名による交通栄誉賞緑十字銀賞が授与されました。優良運転者として長年にわたり交通安全や交通事故防止にご尽力頂いた功績が認められたものです。交通指導員はじめ皆さんのおかげで、県内で一番長く、平成21年11月4日から交通死亡事故死ゼロが続いております。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

○議長（神田 直人） 町長の行政報告は終わりました。これで、諸報告を終わります。

日程第4. 町長の施政方針説明

○議長（神田 直人） 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和3年度施政方針を説明申し上げます。

お手元に配付をされています、令和3年度施政方針を御覧頂きたいと思っております。

令和3年第4回木城町議会定例会に当たり、令和3年度の町政運営に関する私の所信の一端と

施政方針を申し上げ、町民の皆様をはじめ、議員各位のご賛同とご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

さて、私は、平成27年4月の町長就任以来、諸先輩方が築かれてきましたまちづくりを引き継ぎ、町民や議員の皆様の声に耳を傾け、地方創生、安心安全なまちづくり、子育て支援、地域担当職員制度、文化財問題、地域包括ケアシステムの構築、乗り合いタクシーの運行、義務教育学校校舎建設事業、新型コロナウイルス感染症対策など、多くの課題に対して挑戦し、その解決の実現に向けての取組を進めてまいりました。

町長就任2期目の3年目を迎えます。「人が元気、地域が元気、住んでよかった」と実感できる町を目指し、初心を忘れず、日々新た、全力投球で木城町のまちづくりに取り組んでまいります。

また、令和2年度からの第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、人口減少対策と地域活性化対策を一つ一つ具現化してまいります。

そして、第5次木城町総合計画で示されました木城町の目指すべき将来像「みんなで創る明日に向けて翔くまち木城」の実現と、私の選挙公約、町民はじめ、議員の皆様から寄せられましたご意見を基に、本町の財政事情に配慮しながら、自らの地域は自らが決めるという決意を持って、施策や事業を熟慮断行、一つ一つ着実に取り組んでまいります。

次に、施政方針を申し上げます。

地方においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地域社会のデジタル化や防災・減災、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に取り組みつつ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、満足度の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが課題となってきました。

このため、令和3年度は本町の目指すべき姿として、1つ目、町民が主役のまちづくり、2つ目、教育のまちづくり、3つ目、ポストコロナの新しい社会の実現という3つの視点から、町政を推進してまいります。

第1に、町民が主役のまちづくりは、本町においても、人口減少・少子高齢化が長期にわたって進行していく中で、地域社会の維持・再生に向けた対応を早急に進めていく必要があることから、高齢者等ごみ出し支援事業、空き家等対策計画の作成、地域おこし協力隊の積極的な活用などの取組を進め、企業人材を地域課題へ活用する地域活性化企業人事業、J A S 認定機関としての法人設立を目的とした高鍋・木城有機農業推進準備室の設置など、地方創生の取組と併せ、推進してまいります。

第2に、教育のまちづくりは、産前・産後サポート事業、病児保育施設整備事業、義務教育学校校舎建設事業、学校運営協議会の設置、中学生海外派遣事業など、子育て・教育支援事業をよ

り一層推進することで、人づくり革命の実現を図ります。

第3に、ポストコロナの新しい社会の実現は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポストコロナに向け、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、福祉施設等感染症拡大防止対策支援事業などの感染症の拡大防止策、プレミアム商品券発行事業、事業継続支援緊急給付金、地域企業等イノベーション補助金など、雇用の維持と事業の継続、中長期的な成長力強化の取組を推進し、国・県の取組と歩調を合わせ、引き続き必要な対策を講じていきます。

これら第5次木城町総合計画、第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づいた重要な政策課題への対処に必要な予算編成を行い、併せて将来を通し、健全な財政運営を行うため、新型コロナウイルス感染症の影響及び固定資産税の減少により町税が減少したものの、自主財源である町税の確保、国・県支出金、基金繰入れやふるさと納税の推進など適切な財源確保と、歳出全般にわたる歳出の精査による財政健全化の取組を進めたところであります。

この結果、令和3年度当初予算案につきましては、一般会計53億4,500万円、特別会計20億3,100万円となります。このうち一般会計の歳入財源は、町税21億8,554万円、地方交付税2億4,000万円、国庫支出金4億2,052万円、県支出金2億7,782万円、繰入金3億2,476万円、町債9億5,000万円、その他9億4,636万円であります。

この中で、重点施策であります義務教育学校校舎建設事業につきましては、継続費として、令和3年度当初予算案8億1,243万円、令和4年度18億9,568万円と合わせ、27億811万円を計上しており、令和5年度開校に向けた取組を引き続き進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和3年度当初予算案に1億7,742万円を計上し、感染拡大の防止策と地域経済対策を講じることとしております。

以下、主な項目について申し述べます。

4ページからを御覧ください。

初めに、快適で安全な生活環境の整備についてであります。

日常生活を快適で安全に暮らすためには、道路や上下水道等のインフラ整備は必要不可欠であります。

そこで、町道につきましては、交通の利便性・安全性の確保を図り、交通事故防止と、安心して通行できるよう未改良区間の計画的な整備を図ります。橋梁などの道路構造物につきましては、国の道路メンテナンス事業及び防災・安全交付金などを活用し、維持修繕工事を実施し、長寿命化を図ります。

簡易水道事業につきましては、安定した水質の確保と安全安心な飲料水の供給が図られるよう、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

なお、更新時期を迎える設備等につきましては、簡易水道事業経営戦略に基づき、計画的な更新・修繕により長寿命化を図ってまいります。さらには、上水道の安定供給と南海トラフ巨大地震等の災害時に備えるため、小丸川右岸側に第2水源地建設を年次的に進めていきます。

下水道事業につきましては、今後も適正な維持管理に努めるとともに、下水道事業経営戦略に基づき、計画的な更新・修繕により、長寿命化を図ってまいります。なお、下水道区域外の家庭につきましては、国・県の補助制度を活用し、合併浄化槽への更新を進め、生活排水の水質向上を図ります。

次に、農林業の推進についてであります。

本町の重要な基幹産業であります農林業の振興につきましては、国の農林水産業・地域の活力創造プランに対応した、農林業振興の主要施策の実現を目指し、安全安心な農畜産物の生産拡大と農業所得の向上に取り組むとともに、持続可能な農業及び食料生産の実現を目指してまいります。

そのため本町では、認定農業者、新規就農者や農業後継者の支援及び育成・確保に努め、併せて有機農業を目指す新規就農者の確保も目指してまいります。

水田農業につきましては、雑草稲問題やジャンボタニシの食害などの対策を講じるとともに、需要に応じた米の生産や水田の高度利用による高収益化を進めるため、水田ベストミックスの実現に向けた取組を推進してまいります。

環境に配慮した農業の推進として、高鍋・木城有機農業推進協議会の法人化を目指すとともに、安心安全な農産物の生産と農作物の付加価値向上を目指し、有機農業農家の育成と有機ブランドの推進を行います。また、GAPへの取組を積極的に支援し、市場など実需者ニーズを満たせる産地の農業者育成を目指します。

畜産振興につきましては、家畜伝染病に対する自衛防疫対策の向上を図り、行政と畜産農家一体となった体制を強化します。また、規模拡大や所得向上等、安定した畜産経営を応援するため、畜産クラスター事業の活用を推進し、積極的な支援を行ってまいります。

農地の集積・集約につきましては、農地中間管理機構を積極的に活用し、人・農地プランに沿った農地の有効利用を図ってまいります。あわせて、農業委員、農地最適化推進委員と連携し、農地基盤整備等を併せた大規模化、機械化による集落営農組織等を目指すとともに、スマート農業の推進に努めます。

また、多面的機能支払事業や中山間直接支払事業を活用し、集落や地域単位での農地・農業用施設の適正な保全管理や長寿命化の推進に努めます。

このほか、有限会社グリーンサービス・コスモスによる農作業受託の充実を図り、耕作条件不利地域の営農支援に努めるとともに、農地の担い手として、集落や地域単位での集落営農組織等

の設立を支援し、推進してまいります。また、果樹や推奨作物等の実証栽培など、所得向上につながる取組も行います。

林業振興につきましては、森林経営管理法に基づいた経営管理権の設定や森林環境譲与税の活用など必要な措置を講じ、森林経営管理の適正化の一体的な促進を図るとともに、伐採時における誤伐・盗伐の防止を図り、再生林については植林・下刈りを推進し、森林資源の循環を図ります。

有害鳥獣対策につきましては、鳥獣アドバイザーによる情報提供を行い、併せて、国の防護柵設置事業を積極的に活用し、大型わなをはじめ、地域・集団で被害防止を図るよう推進いたします。あわせて、鳥獣を追い払うために、特別捕獲員を積極的に活用するとともに、狩猟免許の更新や新規取得者に対する経費の助成を行い、狩猟者の確保に努めます。

次に、福祉対策、健康づくりについてであります。

少子高齢化の進展、人口減少、生活困窮、孤独死、消費者被害、地域連帯感の希薄化など、近年の地域福祉・健康を取り巻く情勢から、社会保障・生活支援の全ての機能強化を図る必要があります。あわせて、新型コロナウイルス感染症の猛威が、町民生活の安定性や健康不安に拍車をかけ、医療を含めた福祉サービスの展開や健康づくりの推進に新たな課題が生じてきているものと理解をしております。

そのような中、引き続き2025年問題や認知症対策、8050問題など、これから迎える課題に対し、地域共生社会の実現に向けた取組として、制度や分野、支え手や受け手の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が一体的に参画し、人と人、人と資源が丸ごとつながる地域づくりを育む仕組みへの転換を目指してまいります。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、国を挙げてのプロジェクト事業であり、本町においても円滑な実施に向けて、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置し、全庁を挙げて接種体制の準備を進め、接種が円滑に実施できるよう取り組むとともに、感染の発症を予防し、蔓延の防止を図ってまいります。

また、地域福祉、子ども・子育て、介護・高齢者、障害者・障害児、健康づくりの各分野の取組につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、次の点を重点項目として取り組んでまいります。

子ども・子育て対策につきましては、地域子育て支援センター等と連携し、乳幼児の健診事業や健康相談事業、放課後児童健全育成事業とも連携し、子供や子育て家庭の状況に応じた幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

高齢者対策につきましては、高齢化率が36%を超え、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、年次的に高齢者に係る医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の包括的支援の仕組

みである、地域包括ケアシステムの深化に向けて事業展開を進めていきます。

あわせまして、地域包括支援センターの体制強化・機能充実を図りながら、相談協力員や民生委員との連携により、高齢者等の心身の健康維持、介護予防・生活支援に係る地域生活の安定を図るとともに、町内医療・介護事業者等との連携により、専門的人材の活用にも努めていきます。引き続き、九州保健福祉大学及び鹿屋体育大学と相互資源及び機能を生かした調査等研究事業を実施してまいります。

介護保険事業につきましては、第8期の事業計画を通して、介護予防・日常生活支援総合事業の積極的な事業展開と新たな取組により、介護給付費の抑制を図っていきます。さらには、令和3年度から地域おこし協力隊を活用し、生活支援コーディネーターや地域ボランティアと協働の生活支援サービスの拡充を進めるとともに、包括的な生活支援の拠点としての世代間交流施設であります「かしのみ」の利活用をさらに進めてまいります。

また、人材育成につきましても、これまでの社会福祉協議会を中心とした社会福祉法人やNPO法人、福祉団体等によるネットワーク化の強化に加え、介護人財の確保・定着に着目し、感染症対策や認知症対策にもつながる、地域介護を支える人的基盤の確保に向けて、幅広い支援事業を実施してまいります。

あわせまして、認知症対策事業及び地域見守り体制の強化に向けて、新たな仕組みづくりの検討及び健康教室や介護予防教室など事業内容の充実を図るとともに、公民館単位での介護予防推進事業の継続的実施、そして、今後増大する生活支援ニーズへの新たな担い手育成にも取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、町民の食生活や運動習慣など健康づくりへの意識向上に努めるとともに、生活習慣病などの早期発見と早期治療に向け、特定健診・特定保健指導やがん検診の普及推進と、健康マイレージ事業のポイント拡充に伴う利用促進、未受診者への訪問指導を一層強化してまいります。

また、脳疾患や心疾患などの発症リスクの高い予備軍と言われる方が、治療の放置や中断をしないよう、個人ごとのデータ分析に基づいた保健指導を実施してまいります。あわせまして、4月から新しく開設されます木城クリニックとしっかりと連携をし、各種予防接種・健康診査などへの協力体制を図り、町民の皆様の健康寿命の延伸を目指していきます。

次に、木城の明日を担う心豊かでたくましい人づくりについてであります。

教育は、人間形成の基本をなすものと考え、社会全体で取り組むことが必要であります。しかし、近年、教育を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、その変化に対応した取組が求められております。そこで、地域の実態に即して、きめ細やかな教育を推進し、社会の変化に対応できる教育の実現を目指すために、専門性の高い県教育委員会の指導主事2名を継続して配置

いたします。

学校教育につきましては、次代を担う木城の子供たちが、心の豊かさと創造性を高め、新しい時代に対応し得る能力を育む必要があります。知・徳・体のバランスの取れた教育を推進し、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育環境の充実のため、令和3年度も小中学校に学力向上・特別支援教育サポーターを継続して配置をし、学力の向上ときめ細やかな対応を図るとともに、ICT教育と情報モラル教育についても充実を図ってまいります。さらに、教育費の保護者負担の軽減にも努め、子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。

また、キャリア教育の重要性を鑑み、多種多様な体験活動の推進と、ふるさと教育の充実を通して人材の育成を図ります。このため、学校・家庭・地域社会が一体となって学校づくりに資するとともに、本町が抱える様々な課題を地域と深く関わりながら解決し、まちづくりを推進するために、新たに学校運営協議会を設置をいたします。

令和5年4月開校予定の義務教育学校設立につきましては、ハード面においては、令和3年度から校舎本体の建設工事に着手をし、ソフト面におきましては、義務教育学校開設準備委員会で課題を協議し、令和5年4月開校に向けて取り組んでまいります。

児童・生徒の安全が脅かされることがないように、登下校における見守り活動の充実を図り、子供たちが安全に安心して生活できるよう、家庭・学校・地域の連携を密にし、地域ぐるみで青少年の健全育成にも取り組んでまいります。

生涯学習の推進と社会教育の充実につきましては、町民一人一人の学習ニーズに応えることができる生涯学習の基盤整備と内容の充実に努め、各種講座の開講や公民館活動等を積極的に推進し、生きがいつくりと町民の親睦と交流を図ります。

協働のまちづくりを進めるためには、町民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を図る必要があります。全国的に高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化などによって、地域を支える人材が不足し、住民同士のつながりが希薄となってきております。

本町においても、地域コミュニティーであります自治公民館の機能が弱まり、地域によっては、様々な問題・課題が顕在化しております。そこで、地域担当職員制度を継続して取り組むと同時に、各地域が持続的に運営していくための方策としてのNPO法人化などについて、自治公民館活動の活動支援に関する会議を継続的に開催し、今後もさらに研究を進めて具現化に努めてまいります。

次に、環境対策についてであります。

生活様式の多様化に伴い、地球温暖化、大気汚染、廃棄物処理など様々な環境問題が年々生じてきております。町民に最も身近で重要な問題である一般廃棄物処理につきましては、木城町一般廃棄物処理基本計画に沿って、可燃ごみの減量化、資源化、食品ロスの削減を推進するための

広報・啓発等に積極的に取り組んでまいります。

また、今年度から、自らごみをごみステーションまで搬出することが困難な高齢者や障害者等の世帯に、ごみ出しに係る負担軽減の措置を講じていきます。

近年問題となっております空き家等対策につきましては、実態調査を本年度で完了しましたので、今後、計画策定等の整備を進め、町民と行政が一体となった美しいまちづくりに努めていきます。

さらに、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、災害廃棄物の適正な処理を行うため、木城町災害廃棄物処理計画に沿って、迅速かつ適切な対応ができる体制を整備していきます。

次に、観光振興と交流人口拡大事業についてであります。

観光振興と交流人口拡大につきましては、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた取組が必要不可欠なものとなってきております。

そこで、4月から発足をいたします、一般社団法人木城ふるさと振興協会と連携して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限の考慮を払い、観光振興と交流人口、応援人口、関係人口、定住人口の拡大に努めていきます。組織の集約・機能強化を図り、観光施設の管理とイベントや情報発信を一体的に行い、より効率的で効果的な観光事業を展開していきます。

川原自然公園、木城えほんの郷、団体合宿施設「いしかわうち」、中八重緑地公園、ピノック館、石河内テニスコートなどの観光資源を積極的にアピールし、観光入り込み客の拡大とリピートにつなげていきます。また、ピノック館で実施しておりました小丸川発電所見学ツアーにつきましては、九州電力株式会社と連携したツアー等の再開を計画してまいります。

木城温泉館「湯らら」につきましては、利用者に満足していただける憩いの空間を提供するのはもちろんのこと、新たな食事メニューの開発、隣接する菜っ葉屋や、他の観光施設と連携したイベントを開催することにより、入湯客の増加を図るよう努めてまいります。

広域的な観光事業につきましては、さいとこゆ観光ネットワーク、日向市・美郷町・高鍋町との百済王伝説等連携協定の枠組み、及び高鍋町との九州オルレ、宮崎・小丸川コースのコース運営を生かした取組を進めてまいります。

観光事業の推進につきましては、観光施設及び地域資源などと公共施設との連携及び特産品開発や町内の商工業振興にもつながるよう、活性化を図ってまいります。

さらには、現在、指定管理をお願いしております各種施設につきましては、経年劣化等による老朽化が進んでおります。計画的な施設改修を行っていくとともに、ワーケーション事業等の新たなニーズを満たすためにも、リノベーションを含めた大規模な改修について、今後、議論・検討を行ってまいります。

次に、商工業の振興と景気対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動につきましては、全国的に大きな影響を受け、国・県と連携して様々な支援策を講じて、地域社会や市場にお金を回していくことが求められています。そこで、県と連携をいたしまして、新たに地域振興コーディネーターを商工会に配置をし、商工会の組織強化を図ります。

次に、消費拡大と商工業の支援として、町内者にはプレミアム率30%、町外者にはプレミアム率20%のプレミアム商品券を2回発行をいたします。

また、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施をいたしました、事業継続支援緊急給付金事業、地域企業等イノベーション補助金を令和3年度も継続し、今後も国・県と連携した必要な経済対策を行っていきます。あわせて、平成29年度より取り組んでいます小規模企業者への経営支援事業、利子補給制度を継続し、商工業の経営安定と雇用創出を図ります。

特産品につきましては、本町の基幹産業である農林業の資源を生かし、商工業者及び南九州大学等と連携しながら、地域資源を生かした特産品開発をすることで、新たな産業を構築し、都市部への流通も視野に入れた取組を図ります。

企業誘致につきましては、県や町の企業奨励措置の情報発信に努め、関係機関との連携の下、企業の誘致を進めるとともに、西都児湯地区企業立地促進協議会などと連携し、広域での企業誘致に取り組んでまいります。また、既存の企業の経営安定のため、国・県の施策の情報提供に努め、安定した町内雇用を図れるよう取り組んでまいります。

次に、地方創生・人口減少対策についてであります。

地方創生の根幹は、人口減少対策と地域活性化でありますので、産業の創出をはじめ、伝統文化、観光資源、人の資源を見つめ直し、磨きをかけていくことにいたします。

令和2年度からの第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進、挑戦、実行してまいります。その中で、国が実施いたします地方創生事業や、県が独自に実施いたします移住促進事業に積極的に取り組み、首都圏のみならず、全国からの移住者を呼び込む事業を展開してまいります。そのため、首都圏での本町のPRを積極的に行い、移住者、交流人口、関係人口の増加を図ります。

地域おこし協力隊員には、あらゆる分野で活動していただき、移住対策と地域振興、さらには伝統文化、観光資源の発掘、PRについて連携を図ります。

定住政策や子育て支援策につきましては、令和3年度から見直しを行い、支援内容をさらに充実させて推進するとともに、木城町を広くアピールすることで、本町への移住促進を図ります。

また、高齢者等の交通弱者対策として、令和2年10月から乗り合いタクシーの本格実施を行っています。登録者、利用者とも顕著に増加しており、今後も持続可能な公共交通体系の構築と福祉分野と連携した、運転免許証返納後も安心して住み続けられるまちづくりの推進に取り組ん

でまいります。

次に、防災・減災対策及び交通安全対策等についてであります。

防災・減災対策につきましては、木城町地域防災計画を基に防災体制の充実強化を図るとともに、町民の生命を守ることを最優先とした、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、自助・共助・近助による防災意識の高揚を図り、地域の防災力を一層高め、真に災害に強いまちづくりを目指してまいります。

自主防災組織につきましては、引き続き各地区に設立されるよう努めてまいります。

また、災害弱者対策として、福祉保健課や関係機関との連携を密にし、日頃からの災害に対する備えを強化いたします。

交通安全対策につきましては、交通安全啓発等に積極的に取り組むほか、飲酒運転やシートベルト未着用については、その絶滅に向けて、引き続き町民の交通安全意識の高揚に努めてまいります。

防犯対策につきましては、高齢者を狙ったうそ電話詐欺など、特殊詐欺や児童生徒に対する犯罪を未然に防止するため、関係機関と連携して、防犯パトロールや啓発活動などの取組を継続していきます。

次に、施設等の整備についてであります。

町営住宅の整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住環境の向上に配慮しつつ、住宅の改修・整備等を計画的に行い、施設維持管理費の軽減と長寿命化を図ります。

最後に、県道整備についてであります。

町内には県道5路線が走っており、そのうち、災害時の緊急輸送道路であります東郷西都線の松尾工区、鶴懐工区及び塊所橋架け替え工事等の早期完成を、関係市町と連携して引き続き要望してまいります。また、高城橋の架け替えにつきましても、県に対して、引き続き要望活動を行ってまいります。

改良工事が進められております都農綾線高城工区につきましては、令和3年度の工事完了に向けて、県と協力して事業を進めてまいります。その他の路線につきましても、歩道の設置でありますとか、舗装補修等の要望を引き続き行ってまいります。

これらの予算の執行に当たりましては、より一層の住民福祉の向上と、さらなる木城町の発展に向け、町民の皆様から寄せられました信頼と期待に応えるべく、誠心誠意努力してまいり所存であります。町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、令和3年度の施政方針といたします。

○議長（神田 直人） これで町長の施政方針説明を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時20分休憩

午前10時29分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5. 議案第10号

日程第6. 議案第11号

日程第7. 議案第12号

日程第8. 議案第13号

日程第9. 議案第14号

日程第10. 議案第15号

日程第11. 議案第16号

日程第12. 議案第17号

日程第13. 議案第18号

日程第14. 議案第19号

日程第15. 議案第20号

日程第16. 議案第21号

日程第17. 議案第22号

日程第18. 議案第23号

日程第19. 議案第24号

日程第20. 議案第25号

日程第21. 議案第26号

日程第22. 議案第27号

日程第23. 議案第28号

日程第24. 議案第29号

日程第25. 議案第30号

日程第26. 議案第31号

日程第27. 議案第32号

日程第28. 議案第33号

日程第29. 議案第34号

日程第30. 議案第35号

日程第31. 議案第36号

日程第32. 議案第37号

日程第33. 諮問第1号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。提出されました日程第5、議案第10号から日程第33、諮問第1号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程頂きました議案第10号から議案第37号に至る28議案及び諮問第1号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第10号。議案第10号は、木城町石河内活性化センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更についてであります。

公の施設の管理について、木城町石河内活性化センターでは、平成31年4月1日から令和6年3月31日まで、いしかわうちを指定管理者に指定しておりましたが、令和3年3月31日をもって指定管理者でありますいしかわうちが一般社団法人木城町ふるさと振興協会に統合されることとなったため、指定の期間の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号。議案第11号は、石河内テニスコートの管理を行う指定管理者の指定期間の変更についてであります。

公の施設の管理について、石河内テニスコートでは、平成31年4月1日から令和6年3月31日まで、いしかわうちを指定管理者に指定しておりましたが、令和3年3月31日をもって指定管理者でありますいしかわうちが一般社団法人木城町ふるさと振興協会に統合されることとなったため、指定の期間の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号。議案第12号は、木城町中八重緑地公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更についてであります。

公の施設の管理について、木城町中八重緑地公園では、平成31年4月1日から令和6年3月31日まで、いしかわうちを指定管理者に指定しておりましたが、令和3年3月31日をもって指定管理者でありますいしかわうちが一般社団法人木城町ふるさと振興協会に統合されることとなったため、指定の期間の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号。議案第13号は、木城町ピノッQ館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更についてであります。

公の施設の管理について、木城町ピノッQ館では、平成31年4月1日から令和6年3月

31日まで、いしかわうちを指定管理者に指定しておりましたが、令和3年3月31日をもって指定管理者でありますいしかわうちが一般社団法人木城町ふるさと振興協会に統合されることとなったため、指定の期間の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号。議案第14号は、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノッQ館、木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了及び指定管理者の変更に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体は、一般社団法人木城町ふるさと振興協会、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次に、議案第15号。議案第15号は、木城町児童館の指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体は、社会福祉法人木城町社会福祉協議会で、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次に、議案第16号。議案第16号は、木城えほんの郷の指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了により、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体は、木城えほんの郷みどりのゆりかご協会で、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次に、議案第17号。議案第17号は、令和2年度木城町一般会計補正予算（第17号）。

失礼しました。暫時休憩をお願いします。

○議長（神田 直人） 暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（神田 直人） 会議を開きます。

○町長（半渡 英俊君） 失礼しました。もう一度最初から読ませていただきます。

次に、議案第17号。議案第17号は、令和2年度木城町一般会計補正予算（第17号）であります。

補正予算（第17号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ4,269万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ61億9,989万3,000円にするものであります。

歳入の主なものは、法人事業税交付金増額265万4,000円、地方特例交付金増額220万6,000円、財産収入増額232万3,000円、国庫支出金減額359万4,000円、県支出金減額623万5,000円、町債減額3,990万円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額3,736万8,000円、商工費増額490万2,000円、民生費減額1,472万2,000円、衛生費減額946万5,000円、農林水産業費減額1,533万円、教育費減額3,856万3,000円、災害復旧費減額410万円等であります。

次に、議案第18号。議案第18号は、令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ234万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億165万5,000円にするものであります。

歳入は、国民健康保険税増額442万9,000円、国庫支出金減額182万4,000円、県支出金減額161万6,000円、繰入金減額333万4,000円であります。

歳出は、総務費減額100万円、保健事業費減額230万円、予備費増額95万5,000円であります。

次に、議案第19号。議案第19号は、令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,082万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億1,935万5,000円にするものであります。

歳入は、使用料及び手数料増額507万7,000円、分担金及び負担金増額50万円、町債減額1,640万円であります。

歳出は、簡易水道費減額1,102万7,000円、予備費増額20万4,000円であります。

次に、議案第20号。議案第20号は、令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ321万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億715万8,000円にするものであります。

歳入は、使用料及び手数料増額132万4,000円、分担金及び負担金増額46万円、繰入金減額500万円であります。

歳出は、公共下水道費減額200万円、予備費減額121万6,000円であります。

次に、議案第21号。議案第21号は、令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、保険事業勘定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,794万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億3,699万3,000円にするものであります。

歳入は、支払基金交付金減額2,494万2,000円、繰入金増額700万円であります。

歳出は、保険給付費減額1,580万円、予備費減額214万2,000円であります。

次に、議案第22号。議案第22号は、令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ73万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7,830万8,000円にするものであります。

歳入は、繰入金減額73万7,000円であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金減額73万7,000円であります。

次に、議案第23号。議案第23号は、木城町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

誰もが犯罪の被害者等になる可能性がある今日、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第24号。議案第24号は、木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例の制定についてであります。

全ての人個人として尊重され、差別的な扱いや言動または暴力行為を受けることなく、差別のない明るく住みよい社会の実現に向けて、本条例を制定するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大で感染者や医療従事者等に対する誹謗中傷が社会問題化していることも踏まえ、条例中に感染症の患者及びその家族並びに医療従事者及びその家族のプライバシー侵害や、誹謗中傷や差別的な取扱いや言動についても規定をいたしております。

次に、議案第25号。議案第25号は、木城町診療所等開業促進及び継承支援条例の制定についてであります。

この2月末をもって、町内唯一の医療機関であります木城クリニックが廃業となり、常勤の医師がいない無医町の状況にあります。言うまでもなく、町民の命と健康を守る医療体制の充実が最重要課題であるため、速やかな新規開業または診療継承に向けて、診療所施設の整備や設備費用、医師等確保に係る費用の一部を助成するために条例を制定するものであります。

あわせて、今後の地域医療体制の維持・拡充を見据え、歯科・医科を含め、既存施設の整備費用や災害対策等に係る費用も支援することで、町内における持続かつ安定的な医療体制の構築と町民の健康と福祉のために条例を制定するものであります。

次に、議案第26号。議案第26号は、木城町定住促進条例の一部を改正する条例の制定につ

いてであります。

平成18年4月1日に施行いたしました「木城町定住促進条例」について、その目的を、第五次木城町総合計画に定める木城町の将来像「みんなで創る明日に向けて翔くまちづくりの推進」に改めるものであります。

また、第4条に定めてあります商工業振興奨励事業については、これまで木城町定住促進奨励金交付要綱に基づき助成を行ってまいりましたが、商工業振興奨励事業の支援については、移住・定住と切り離れた新たな商工業施策として展開することとし、本条例から商工業振興奨励事業を削除するものであります。

次に、議案第27号。議案第27号は、木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和3年2月3日に国の新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、2月13日に施行されたことに伴い、木城町国民健康保険条例の附則第2条第1項中の字句を改正するものであります。

次に、議案第28号。議案第28号は、木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険法第129条の規定に基づき、第8期介護保険事業計画に定める介護保険事業に当てる費用として、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めるものであります。

第8期の保険料設定につきましては、大幅な上昇を抑制する観点から、保険料軽減に係る段階を継続するとともに、課税対象の段階層を引き続き増やし、負担能力に応じたよりきめ細やかな保険料率を設定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号。議案第29号は、木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成30年度の介護報酬改定において、居宅介護支援事業所の管理者要件が変更され、令和3年3月31日まで要件を猶予する経過措置が設けられていました。

しかしながら、管理者要件である主任介護支援専門員でない事業所が全国で4割程度であることを踏まえ、今回、人員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由が認められる場合には、保険者の判断により猶予期間を延長できるようにするため、条例の一部を改正するものであります。

なお、管理者要件の適用は、令和9年3月31日まで猶予できることとなります。

次に議案第30号。議案第30号は、木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例は、町内で商工業を営む者及び新たに起業する者に対し、補助金等の必要な支援を行い、商工業の振興と安定的な雇用機会の拡大を図り、もって町の発展に寄与することを目的とするものであります。

木城町定住促進条例第4条に定めのある商工業振興奨励事業について、商工業振興奨励事業の支援については、移住・定住と切り離した新たな商工業施策として展開することとし、同条例から商工業振興奨励事業を削除することに伴い、本条例におきまして、新規起業者を対象とする新規起業補助金を創設するため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第31号。議案第31号は令和3年度木城町一般会計予算であります。

令和3年度予算は、歳入歳出それぞれ53億4,500万円を年間予算として編成し、前年度予算43億8,500万円に比較し、21.9%の増となりました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が33億1,059万7,000円で、予算総額の61.9%を占め、依存財源は20億3,440万3,000円で、38.1%となっています。

自主財源は、町税、給付金、繰入金、使用料及び手数料、分担金及び負担金等が主なものであります。

依存財源は、町債、国庫支出金、地方交付税、地方消費税交付金、地方剰余税等が主なものであります。

歳出の性質別割合では、義務的経費30.8%、一般行政経費50.5%、投資的経費18.7%となっています。

費目ごとの歳入歳出予算の概要につきましては、別添資料、令和3年度一般会計予算概要のとおりであります。

次に、議案第32号。議案第32号は、令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計予算であります。

令和3年度予算は、歳入歳出それぞれ6億8,500万円を年間予算として編成し、前年度予算7億円に比較し、2.1%の減となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億177万8,000円、県支出金4億8,490万8,000円、繰入金8,644万3,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費4,028万6,000円、保険給付費4億7,005万2,000円、国民健康保険事業費納付金1億4,938万5,000円等であります。

次に、議案第33号令和3年度木城町簡易水道事業特別会計予算であります。

令和3年度予算は、歳入歳出それぞれ1億5,200万円を年間予算として編成し、前年度予算2億1,500万円に比較し、29.3%の減となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料8,476万5,000円、繰入金2,129万円、町債

4,500万円等であります。

歳出は、簡易水道費1億2,733万7,000円、公債費2,295万6,000円、予備費170万7,000円であります。

次に、議案第34号。議案第34号は、令和3年度木城町下水道事業特別会計予算であります。

令和3年度予算は、歳入歳出それぞれ3億7,100万円を年間予算として編成し、前年度予算1億9,000万円に比較し、95.3%の増となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料3,832万3,000円、国庫支出金8,800万円、繰入金1億4,308万6,000円、町債1億円等であります。

歳出は、公共下水道費2億5,549万7,000円、公債費1億1,389万5,000円、予備費160万8,000円であります。

次に、議案第35号。議案第35号は令和3年度木城町介護保険特別会計予算であります。

令和3年度予算は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ7億2,700万円として編成し、前年度予算7億2,500万円に比較し、0.3%の増となりました。

サービス事業勘定については、歳入歳出それぞれ1,700万円として編成し、前年度予算1,300万円に比較し、30.8%の増となりました。

保険事業勘定の歳入の主なものは、保険料1億1,775万7,000円、国庫支出金1億7,896万1,000円、支払基金交付金1億9,789万2,000円、繰入金1億4,018万円等であります。

歳出の主なものは、総務費4,171万4,000円、保険給付費6億2,268万4,000円、地域支援事業費5,849万円等であります。サービス事業勘定の歳入の主なものは、サービス収入520万9,000円、繰入金1,177万6,000円等であります。

歳出の主なものは、サービス事業費1,166万2,000円、総務管理費476万9,000円等であります。

次に、議案第36号。議案第36号は、令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和3年度予算は、歳入歳出それぞれ7,900万円を年間予算として編成し、前年度予算7,800万円に比較し、1.3%の増となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4,374万1,000円、繰入金3,486万4,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費815万円、後期高齢者医療広域連合納付金7,045万6,000円等であります。

次に、議案第37号。議案第37号は、財産の取得についてであります。木城町中央地区簡易

水道第2水源地建設用地として、高鍋町大字北高鍋1,178番地2、橋口俊介氏と1,795万6,020円で売買契約するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

最後に、諮問第1号。諮問第1号は人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため、速やかに適切な処置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としています。

現在、委員として活躍されています西村ミチ子氏が令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、新任委員として工藤久美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決及び適任をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第34. 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（神田 直人） 日程第34、予算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第31号令和3年度木城町一般会計予算から議案第36号令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計予算は、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第36号は、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、久保富士子君、桑原勝広君、森伸夫君、眞鍋博君、中武良雄君、黒木泰三君、後藤和実君、甲斐政治君、原博君、そして、私、神田直人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、先ほど会

議に諮って指名しました、10名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選していただきますので、暫時休憩といたします。

午前11時02分休憩

午前11時03分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。
予算審査特別委員会委員長に中武良雄君、副委員長に黒木泰三君が互選されました。

日程第35. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第35、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号から議案第22号、議案第37号及び諮問第1号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第22号、議案第37号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第36. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第36、議案に対する質疑を行います。

これより提案されました議案第10号から諮問第1号に至る議案の一議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第10号から議案第22号、議案第37号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第10号から議案第22号及び議案第37号に至る議案は日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、採決は起立によることといたします。

また、諮問第1号については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

次に、議案第23号から議案第36号に至る議案については、総括質疑といたします。

まず、議案第10号木城町石河内活性化センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第10号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号石河内テニスコートの管理を行う指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第11号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号木城町中八重緑地公園の管理を行う指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第12号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号木城町ピノッQ館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第13号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノッQ館、木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第14号に対する質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 8施設が今度、合同になるのですが、その概要とどういう体制になるのか、説明していただきたいと思います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 内容としましては、議案にあるとおり、公の施設、ここに書いてあります、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、それから郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノッQ館、木城温泉館「湯らら」、それから農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園、これらの公の施設についての管理について、一元的に今回発足いたします一般社団法人木城町ふるさと振興協会が一括して管理するものであります。

この管理体制につきましては、法人でありますふるさと振興協会のほうにお任せしているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第14号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号木城町児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第15号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号木城えほんの郷の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第16号に対する質疑はありませんか。10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 木城えほんの郷については、これまでに委員会や一般質問で後継者の問題について数々協議、質問をしてきましたが、町長はこれまでに何回くらい村長さんとの話し合いをされてきたのかお伺いします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 役場で会うとかいうのは特段しておりませんが、いろんな場所にいたときにいろいろお話をさせていただいております。

以上です。

○議長（神田 直人） 10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 昨年6月の一般質問の中で、このような特別な施設は長い期間かけて村長の理念を継承できる人材を育成しなければいけないと思います。

また、3月定例会の予算審議の総括審議の中で、木城えほんの郷の件について町長に質問したところ、村長と話し合いをしたいという答弁をいただきました。その結果がどのようになっているか町長に伺ったところ、3月議会でそのようなお答えをしたことは認めますが、その後、いろいろありまして、じっくり話し合いをする機会はありませんでした。事あるごとに木城えほんの郷に足を運んでいますので、いろいろお話をさせていただきますとありますが、今後、話し合いをする計画等はあるんですか、伺います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど申し上げましたように、事、機会を捉えてお話をさせていただきます。

なお、後継者育成問題については、私も、多分、黒木郁朝村長も同じ考えであります。お話をする中で、やはりこれまで木城えほんの郷が蓄積したノウハウあるいは運営技術でありますとか、特に絵本文化を発信する上では専門的な部分等も必要でありますので、それは、今のところ、私が思うには、誰もいないと思っていますし、あえて、その部分については、村長のほうに引き続きお願いをしたいというお話をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 毎回毎回そういった答弁でありまして、計画ぐらいいは示してください町長。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私は真摯に向き合ってきていると思っていますし、また、この指定管理者制度、木城えほんの郷も含めてであります。全て指定管理者、委員会のほうで、そこ辺りの事情聴取も含めてやってきておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質問はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 木城えほんの郷につきましては、町の財産であり、地域資源の1つとして、木城えほんの郷文化の発信によりまして、町の存在を高めている、そういうことについては十分認識をしているところであります。行政の評価としても、山村と都市との交流や地域の活性化に効果があったということではありますが、一方では、将来にわたる指定管理委託料、それから施設の老朽化に伴います維持管理料、そういったことを考えると、今後、大きな町の負

担になってくるのではないかと不安を感じているところであります。

そこで、3点お聞きしたいと思います。

1点は、予想される、先ほどの修繕と維持管理費をどのくらい見積りをされているのか、それから2点目は、図書室関係を除いて、この施設並びに各種事業を木城町民がどのくらいの割合で利用・参加されているのか、それから最後であります、3点目が、指定管理委託先の木城えほんの郷みどりのゆりかご協会のスタッフは献身的に仕事をされ、素晴らしいアイデアで事業展開されておりますが、一方で大変残念なことに、指定管理委託先の中から、木城えほんの郷の施設は本町の公の施設にもかかわらず、この施設は木城町の子供たち、すなわち木城町民のために存在するのではないと、そういった声が聞かれております。町が直接運営するような計画はないのか、その3点をお伺いしたいと思います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 木城えほんの郷だけではなくて、先ほど町長の施政方針にもあったのですが、公の施設については老朽化等が出てきており、現在、定期的にまちづくり推進課のほうで木城えほんの郷と協議をしております、修繕あるいは建て替えの計画等には協議、議論しているところであります。

具体的な金額等は出ておりませんが、来年度以降も引き続きこの協議を続けていきたいと考えております。

それから、木城町民の利用についてであります。本年度につきましては、まだ集計できておりませんが、昨年度実績ベースで、入館者につきまして、1万4,585人に対しまして、町内者につきましては132名となっております。

それから、指定管理の施設の捉え方ですが、当初の目的という部分につきましては、自然体験を生かした文化の発信基地、都市と山村との交流ということで、この木城えほんの郷事業、開始しております。当然、その中においては、町外向けだけではなく、町内に向けての様々な事業、イベント等も展開しており、当然、町内町外あるいは県外、そういった、分け隔てなく施設の利用・活用等についてはやっていくべきだと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） かなり修繕維持管理費等は大きいものが発生してくるのかなという考え、想像がつきますので、期限を切って計画をして、教えていただきたいと思っております。

それから、先ほどの木城町内の利用、これらの関係で若干見えないところもあるかもしれませんが、この132名という実績が、これをより多く利用させるような対策といったものも進めていくべきかなと感じました。

それから、最後の、この指定管理先の方が木城町民のために存在するのではないという、そういう意識を持っていることが、どうか疑問に持つわけですが、町長はどのように感じられますか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私は直接お聞きをしてませんので、いかように答えればいいのか分かりません。何か、前後のこう文脈で言われたのかどうか分かりませんので、答えることはできません。

ただ、いろんなご意見があろうかと思いますが、私は直接言われたらしっかりと、それは違いますよと、それは少し私とあなたは考えが違いますねって言って私はその人に問いただすであろうと思っています。

それから、利用については、どこの施設も同じであります。やはり施設を利用したり、あるいは使う、あるいは行って癒やしを求めるとか、いろんな考えをそれぞれお持ちですが、いずれにしても、木城にある施設は皆さんそれぞれ、私たちも含めて1回でも2回でも多く行ったり、あるいは孫を連れて行くとか、あるいは友達と行くとか、そういった思いを持つことが大事なかなと思います。

それから、施設のことについては、木城えほんの郷に限らず、先ほど申しましたように、ほとんどの施設が大分たってきました。そこで、やはり、先ほどから言いますように、長寿命化を図ることも大事でありますので、そういった部分で、もうそろそろ設立されて20年を超え、30年となってきた施設があるので、今後、それについては検討をしていくということをお願いしたところであります。いわゆる、ある意味では先駆けて、そういった検討をしていくということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 交流人口を増やしていくということも大変重要なかなと思いますが、先ほど最後に言いました、町が直接運営するような、そういった考えはないのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 指定管理者制度も、そもそも論はよく見ていただきたいと思いますが、いずれにしても、町でできるものは町でやります。しかし、町でできないものは、私は、常日頃言いますように、やはりほかの人の知恵を借りるとか、あるいは民間でもいろんな今手法が出されていますので、それは有効に活用すべきだろうと思います。

木城えほんの郷に言えば、先ほど言いましたように、私が思うにはこの中で誰一人として木城えほんの郷の運営をできる人はいないと、今できるのは、みどりのゆりかご協会がベストである

と、私はそういうふうには思っています。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 今回、指定管理の選定、また継続されたわけですが、結局、令和8年まで、5年間ということになってしまいますから、聞いておきたいのは、選定評価というか、基準があると思うのですが、何を重要視されて、どういう点数、どういう形なのかというのが分からないものですから、そこをお聞きしたいということです。よろしくお願いします。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） 町におきましては、指定管理者の選定をするに当たりまして、外部の方をメンバーに入れた指定管理者設定委員会を開催しております。

そこにおきまして、一定の審査基準のもと、利用者の平等な利用の確保でありますとか、公の施設としての公用の発揮でありますとか、安定した業務運営に対する能力、さらには自主事業及びその他の提案等などにつきまして、項目を分けまして、適格性を採点をして、その結果を取りまとめたところでございます。

審査委員いずれも、結果につきましても、適格性を有しているという結論で、委員会のほうでは決議、結論を出したところでございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 1点だけお願いいたします。

今回、町内の公の施設などが一本化されて、一般社団法人木城町ふるさと振興協会が運営していくことになっていますが、私も議員になって、こういった施設が一本化されて、運営されていけばいいなと思っていましたが、今回、現実化になって非常にいいことだと思います。

そこで、今回、えほんの郷が加盟されていないのですが、石河内地内にある木城えほんの郷だけがなぜ加盟していないのかと、加盟すれば、やはり組織の集約と機能強化にもつながりますし、今後、効果的・効率的な、様々な事業が展開していくと私は考えるのですが、木城えほんの郷が加盟していない理由、当然、連携をしていくと思うのですが、その理由をお聞きします。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 木城えほんの郷につきましては、事あるごとに、えほん文化を中心とした自然体験、イメージ体験ができる文化施設ということで外にアピール、PRしております。

そういった関係で、当然、文化施設に対しまして観光客という、入り込み客という行動が起きるのですが、いわゆる観光で人を多く集めるという部分とは一線を画して、木城えほんの郷につきましては、独自の文化性、発展性というものを行っておりますので、そこの差別化という部

分は今のところ図っていきたいと考えております。

ただ、当然、町内で1社、法人があり、イメージ体験ができる木城えほんの郷がある、こういったことで当然連携という部分は出てくると思いますので、それぞれの文化の発信の仕方、考え方、理念の違いということで、今回、加盟していないような状況になっております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 確認なのですが、観光目的では使用しないということですね、木城えほんの郷のほうは。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） いえ、そういうことではなくて、観光施設ではなくて、あくまでもそこは文化施設で、文化施設に訪れるお客というのはいると思います。いわゆる、例えるならお城であったりとか、そういった文化・歴史施設を見に来るお客、この方は観光客というのですが、文化施設を発信することでお客が来るという部分で観光施設、両極端になりますが、観光客が呼べるような形にはなると思います。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第16号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

8番、後藤和実君。

○議員（8番 後藤 和実君） 私は反対です。指定管理を5年から3年がよいかと思っております。

当初の木城えほんの郷は、本町にとっても画期的な活動だと思っていました。小学校の総会や参観日などには千年の木の下で、子供たちを集めてえほんの読み聞かせというのは画期的なものではなかったかなと思っております。それで、保護者も大変喜んでいらっしゃいました。

最近インターネット、テレビなどで通信機能が進み、家庭でも読み聞かせが見れるような時代となりました。2月12日に議会と意見交換会での発言で、村長が町長に対する発言は反感をもって言われました。これでは、町と木城えほんの郷の関係はよくないと思います。やはり木城えほんの郷と町長が、町と寄り添っていくのが木城えほんの郷の発展になるかと思っております。

また、木城えほんの郷の後継者は、先ほど町長も言われましたが、村長の人脈や知識の豊富さはこの人に勝る人はいないと思います。私は、指定管理を5年間から3年がよいと考えておりますので、反対をいたします。

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 議案第16号木城町えほんの郷の指定管理者の指定について、賛成の討論をいたします。

後継者や指定機関をもって、木城えほんの郷全てを否定することは本質を歪めることだと思っております。これは、執行部の喫緊の課題として整理し、解決することが望まれることでもあります。

今、メディアが子供や青少年の成長や健康にダメージを与えていることが危惧されています。今こそ絵本文化の果たす役割が見直される時代であると思います。町民の財産である、木城えほんの郷の有効活用こそが求められており、そこに傾注することが肝要であると考えます。併せて、石河内地区のこれ以上の過疎化を——ことはできないと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 反対の討論はありませんか。10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 反対します。

これまでも、木城えほんの郷の後継者問題については数々要望してきましたが、現在の状況が将来に不安を感じる中で、町長の対応に納得ができないのです。木城町の財産であります、このような状況に指定管理者を指定することについて責任を持ってないので、反対します。

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 私は、議案第16号木城えほんの郷指定管理者指定について、賛成の立場で討論いたします。

木城えほんの郷みどりのゆりかご協会は、1996年度にオープンして以来、25年を迎えようとしております。ここでは、みどりのゆりかごに包まれたこの郷で、絵本文化を中心に子供たちの心と体を育て、大人たちも原点に戻って元気になる、出会いの場所として、100年後の未来の子供たちにも渡していける、木城えほんの郷をつくり続けています。

ここで行われるイベントは継続性があり、参加される方もリピーターとなり、ずっと木城えほんの郷を応援されております。そして、このつながりが日本全国に広がっていることも事実です。途中で指定管理者制度となり、当初の計画とは違う形になっておりますが、25年間の運営状況を1年当たりの平均で見ましても、歳入の70%、約4,900万円、営業収入を出しています。また、今回の新型コロナウイルスにより、ふるさと納税の返礼品においては、絵本の依頼が増えています。お客様と連絡を取り合い、お客様のニーズに合った絵本を届けております。

また、絵本だけではなく、幅広く納税もいただいております。町民の方には一部必要性を疑問視する方もおられますが、木城町といえば、木城えほんの郷があると日本全国や世界からも言われております。この木城えほんの郷を本町のシンボルとして、さらなる活動を期待して賛成する

ものであります。

○議長（神田 直人） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和2年度木城町一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第17号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 8ページです。8ページの経営支援事業に係る利子補給だと思えますが、現在の借入額と件数、それから利子補給率を教えてくださいと思います。

それから、38、39ページです。財産売払収入、不動産売払収入の内容を教えてくださいと思います。

それから、50ページ、51ページ。社会福祉費の高齢者福祉費の減額補正になっておりますが、何か受け入れて予定していたものができなかったか、内容を教えてくださいと思います。

あと4点ほどありますが、ここで一旦区切りさせていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） まず、予算書8ページの債務負担行為についてですが、中小企業利子補給事業ということで、昨年1月から12月までに新たに借り入れた中小企業の利子補給となります。借入件数は34件で、借入総額としては2億3,400万円余りとなっております。

以上です。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 39ページのその他不動産売払収入ですが、田上地区町有林の立木売払収入であります。

前に、田上地区の町有林を伐採したのですが、そこに新たに植林をする予定です。その植林をしてしまうと、奥の立木を切るときに、その植林した部分を重機がまた通らないといけなくなるということで、その植林をする奥にある立木を先に切ってしまうということで、立木売払いをしたものであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 高齢者福祉の減額分ではありますが、地域医療介護総合確保基金事業費の補助金ですが、今年度2施設、仁の里の増設分と訪問看護のライフのほうの新しい施設、看護小規模多機能型に対して、それぞれ施設整備分と開設準備経費を出しております。

精算をされている3月で実績が出てきておりまして、もともと当初予算上、補正予算上では補助基準額の限度額で計上してはいたしましたが、精算上で今回の補助単価の所要額が減額になっておりますので、その分を減額をしたということになっております。

内容等については、変わっておりません。

以上です。

○議長（神田 直人） 3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 58ページ、59ページではありますが、商工費の中の観光費696万3,000円の内容を教えてくださいと思います。

それから、60、61ページの土木費、道路橋梁費の中の340万円の増額補正の内容を教えてくださいと思います。

それから、62、63ページですが、教育費、教育総務費の中の1,705万1,000円の減額補正の内容、それから、66、67ページの社会教育費の社会教育施設費の1,238万2,000円の減額補正、それから、下のほうの保健体育費の体育施設費の564万1,000円の減額補正、以上ですが、内容を教えてくださいと思います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 補正予算書の58、59ページ、観光費の委託料675万5,000円ですが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症第3波による宮崎県独自の緊急事態宣言を受けて、公の施設については、今年の1月23日から2月14日まで、全て閉鎖しております。その間の、閉鎖しておりました関係で、木城温泉館「湯らら」、それから木城町石河内活性化センターにおいて収入不足等が生じたので、前回、9月のときにもお願いした分ということで、指定管理料の増額を上げております。

内訳としまして、木城温泉館「湯らら」施設に対しまして675万5,000円、木城町石河内活性化センターに対しまして200万円、合わせて675万5,000円となるものです。以上です。

○議長（神田 直人） 暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○議長（神田 直人） 会議を開きます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 大変申し訳ありません。数字の訂正いたします。

補正予算書58、59ページ、商工費、観光費の委託料675万5,000円の内訳につきまして、理由等につきましては、先ほど言いました、新型コロナウイルス感染症第3波によるもので、675万5,000円のうち、指定管理施設木城温泉館「湯らら」に対しまして475万5,000円、それから石河内活性化センターに対しまして200万円の指定管理料の増額をしたものです。

以上です。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 質問の内容を勘違いしておりました。申し訳ありません。

58ページにあります今回補正額の696万3,000円につきましては、先ほど増額分につきましては、委託料の675万5,000円、主なものとしまして675万5,000円、それから減額としまして需用費54万8,000円、これにつきましてはプレミアム商品券の印刷費の不用額、すみません、大変申し訳ありません。増額につきましては、13の委託料675万5,000円です。その上の役務費減額の8万4,000円、これはiPad通信料の減額、それから使用料、賃借料の3万3,000円の増、これにつきましてはiPadの通信、年間アプリのライセンス料、それから工事請負費75万9,000円、こちらプラスになります。木城温泉館「湯らら」エコキュートのガスクーラーUバンドの交換工事、1台、老朽化によるものです。それから、備品購入費減額の50万円、木城温泉館「湯らら」にコインロッカーを購入いたしましたが、その際の入札残ということで50万円落としております。それらをプラスマイナスを合計しまして、今回の補正額、観光費696万3,000円となるものです。すみません。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 60、61ページの橋梁維持費の工事請負費340万円でございます。国の第3次補正予算が1月に可決されまして、国土強靱化関係は3兆円を超える補正がついたわけですが、それに伴いまして、今、発注をしております第一駄留橋の高欄部の追加工事ということで考えております。費用的には、690万円ほどかかるのですが、今の工事請負費執行残、予算の執行残を差し引きまして、今回340万円を計上しております。

なお、これは繰越事業ということで、来年度が繰越事業ということになります。よろしく願います。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） 予算書の62、63ページの下の方の段、教育費、教育総務費の

額を教育費、総務費の補正額マイナスの1,705万1,000円の内訳についてであります、費目ごとの内訳につきましては、63ページのとおりであります。学校教育総務費のまず共済費として40万円、それから特別給付金として160万円の減額、こちらにつきましては、昨年の夏に木城町出身学生応援特別給付金として605万円の予算をお認めいただいたわけですが、この年度末までの支給の見込額445万円を見込んでおります。その差額としてマイナスの160万円減額するものであります。

それから、委託料の1,505万1,000円についてであります、義務教育学校の校舎建設の実施設計及び地質調査委託の執行残であります。

それから、予算書66ページ、67ページの上段、上のほうの段ですが、項の社会教育費、社会教育施設費の補正額1,238万2,000円についてであります。

節のほうは右側のほうに記載されておりますが、まずこれは総合交流センターリバリスの予算でありまして、委託料、マイナスの23万7,000円とあります。こちらにつきましては、総合交流センターリバリスのLED工事設計委託の執行残であります。

それから、その下のほうの段、委託料315万7,000円ですが、こちらにつきましては、総合交流センターリバリスの、様々な施設内の管理とか、イベントをする際の委託料とか、管理する上で必要な委託とか、そういったものがございまして、こちらを総合の執行残、入札残、これによって315万7,000円となるものであります。

それと、予算書66ページ、67ページの真ん中のほうの段の保健体育費の体育施設費564万1,000円の減額であります。右側のほうに明細がございまして、保健体育費、総務費のスポーツ推進員報酬ほかということで、こちらにつきましては、木城町スポーツ推進員の方が7名いらっしゃいますが、イベントと申しますか、教室等を開催するに当たっての定例会、その他九州大会とかに研修に行く際の報酬を予算化しているものであります。失礼しました、体育施設費の間違いです。申し訳ございません。

需用費の35万7,000円ですが、こちらにつきましては、木城町総合体育館の防火扉の修繕の執行残が35万7,000円です。

それから、消防施設点検業務委託ほかで99万9,000円の執行残ですが、こちらにつきましては、教育委員会のほうで管理をしております体育施設、山塚運動広場、体育館、トレーニングセンター、そういった、いわゆる体育施設の年間の管理に係る委託を行っておるところであります、これに入札による執行残として99万9,000円の減額というものでございまして。

それから、委託料の18万5,000円の減額につきましては、体育館のLED改修工事の設計委託の入札残18万5,000円でございます。

最後に、工事請負費の410万円の減額でございますが、体育館の非常用の照明工事、それか

ら総合運動場の照明設備LEDの改修工事、体育館の照明LED改修工事、こちらの入札残により、合計で410万円の減額となるものであります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。7番、黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 土木関係であります。60ページの道路新設改良工事が財源更生になっておるわけですが、これについては田畑地区の件かどうか、そうであれば、説明をお願いしたいと思っております。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） ただいまの質問でございますが、財源更生と申しますものは、当初、町債を借りて事業を、1,556万1,000円の事業費のうち、町債を200万円借りる予定をしておりましたが、その町債借入れを取りやめまして、一般財源化したということで、財源更生をしております。

工事箇所につきましては、この200万円というのは、全体的なもので200万円としておりますので、どこの道路というのはございませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 40、41ページの町債の過疎対策費の残が4,510万円あるのですが、これは何を始める、予定していたのか、何か、なぜ残ったのかということを知りたいということと、それと46、47ページの地域振興基金のところですが、積立金として約5,000万円を割当てされてますけど、元年度と比べて、最終的に、今、基金として幾ら残っているのかということです。

それと、52、53ページの環境衛生のほうで、合併浄化槽設置工事で228万円の残が残ったということですが、当初どのくらい予定をしていたのかということで、教えてもらいたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 初めの過疎債、事業債の4,510万円の減額でございますが、当初、過疎債を活用して計画しておりました事業につきましては、防災対策としまして、地域コミュニティ無線システム中継局電源強化整備工事、コミュニティ多目的広場LED改修工事、川原自然公園アスレチック遊具設置工事、木城温泉館「湯らら」LED改修工事、中之又地区水道配水管布設替え工事、高城児童館LED改修工事、中之又総合福祉センタートイレ改修工事、町道百合野櫛野線舗装工事、町道比木中原線舗装工事、義務教育学校校舎建設事業、中学校体育館床改修工事、総合交流センターLED改修工事、町体育館LED改修工事、総合運動場LED改修工事、これらの事業に充てておりました。

減額になった分につきましては、当初予算に対して起債額を決定しておりますが、実際の事業を行った場合に入札、落ちると、入札残によりまして、その分の額が不要になったということで、過疎債を借りる額が減少したということになります。

続きまして、地域振興基金の現在、残高でございますが、7,999万2,000円でございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 52、53ページが一番下です。環境衛生費の負担金補助及び交付金の202万8,000円の減額ですが、これは合併浄化槽設置者への補助金でございまして、計画では10基ほど予定をしておりました。けれども、実績としまして、5人槽の単独改造が1基、それからくみ取りが1基、それから7人槽の単独改造が1基、合計3基という実績になりましたので、不用額として減額をしております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第17号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第18号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第19号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第19号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第20号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第20号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第21号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第22号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第37号に対する質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 以前の説明で、第2水源地の土地というのが2目、地目があったと思うのですが、今回、一つの雑種地ではないかと思うのですが、もう一つ残っている土地もあります。今回、その6,459平米というのは、多分、一方のほうで、あと885平米ほど残っておると思うのですが、面積に小さいということかもしれませんけど、上がってないとか、ありますので、ここはどうなんでしょうか。これは6,459平米、あとの残りはどうするのかというのを……。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 財産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例がありまして、それに基づいて議案を上げております。

ちなみに、その中におきますと、財産の取得または処分については予定価格が700万円以上、土地については5,000平米以上のものを議決事項になりますので、それで上げているということであります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第37号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。諮問第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第23号から議案第36号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第23号木城町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

議案第23号に対する総括質疑はありませんか。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 町村にとっても画期的な条例になろうと思っております。

その中で、2点、気になった点がありますので、質問いたしたいと思います。

まず、精神的な苦痛、身体の不調、周囲の人々のうわさや中傷、マスメディアによるプライバシーの侵害といった二次的被害の発生の防止の基準がないように思えるのですが、その点、どうなのかということと、また事業所の責務については、2条の4で、分からないことはないですが、町民によく理解できるように、明確に事業所の責務を条文化したらいいんじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 1番目の二次的被害に対する規定がないのではないかとということでございますが、今回の条例制定におきましては、県内には例がなく、全国的にも少ないということで、他県の条例等を参考に作成させていただいたところでございます。

二次的被害者については、今回の条例に明記していないところでございますが、今後、その明記が必要であるとなった場合には、条例の一部改正等を行っていきたいと考えております。

2点目が、町民等の責務、事業所等の責務のところでもよろしかったでしょうか。こちらにつきましても、今後、この条例を4月1日以降、施行した後に必要な、改正が必要であれば、その都度、条例改正等を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） また、詳細的な支援金等の支給に関する部分等に関しましては、規則のほうを定めておりますので、規則の中で詳細に規定しているところでございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 画期的なことで、素晴らしいとは思いますが。ただ、やはり条例は私たちだけではなくて、町民にも分かりやすくするためには、ある程度の部分を明確にする必要はあるかなと思っております。

先ほど総務財政課長は、支援金についても、私が質問する前に言ったのですが、犯罪被害者が被った害が自らの行為で起因したものであると明確になった場合とか、犯罪等を誘発した場合には、社会通念上、不適切でない支援は行わないといったことは、今後、明記していくということでもよろしいのでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、甲斐議員のほうから、犯罪被害者等支援条例についてのお尋ねであります。

本当に画期的な条例であると思っております。ここの条例については、大まかな部分は定めてありまして、先ほどからご質問のある、そういった、個別の事案あるいは金額等、支援金額等を含めて、規則で定めるようになっておりますので、またこれについては、後ほど資料提供させていただきたいと思っておりますし、また、町民の方々にも、条例の中でも出てます、特異な条例、先駆的な条例でありますので、月報等の中とかに入れて、周知を図っていきたいと思っております。ご提言ありがとうございます。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第24号木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例の制定についてを議題といたします。

議案第24号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号木城町診療所等開業促進及び継承支援条例の制定についてを議題といたします。

議案第25号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号木城町定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第26号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第27号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第28号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第29号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第30号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号令和3年度木城町一般会計予算を議題といたします。

議案第31号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案第32号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号令和3年度木城町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第33号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号令和3年度木城町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第34号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号令和3年度木城町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第35号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案第36号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上、議案第23号から議案第36号に至る議案に対する総括質疑を終わります。

日程第37. 各常任委員会・特別委員会議案審査付託

○議長（神田 直人） 日程第37、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第4回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に各常任委員会・特別委員会付託議案審査日程表が配付してあります。このとおり、おのこの案件を各常任委員会・特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第36号に至る議案については、各常任委員会・特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第38. 散会

○議長（神田 直人） 日程第38、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日6日から7日までは休会、8日月曜日は本会議、午前9時会議で一般質問となっています。

本日はこれで散会といたします。

議員の方は控室をお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後0時24分散会
